

文部科学省初等中等教育局長 殿

全国高等学校長協会
会 長 寺 島 雅 夫
(東京都立国際高等学校長)

「教科書検定の改善に関する検討課題」に係る意見書

全国高等学校長協会として、今後のデジタルな形態を含む教科書の検定・審査の在り方について、学校現場、特に高等学校教育の立場から、以下のとおり意見を申し述べます。

1 基本的な考え方

デジタル教科書の本格的な制度化に当たっては、単に紙の教科書をデジタル化するという発想ではなく、デジタルの特性を生かして、生徒の理解を深め、主体的・対話的な学びや探究的な学びを支える教科書とすることが重要です。一方、デジタル化によって、動画、音声、アニメーション、シミュレーション、QRコード等による外部リンク等のコンテンツが容易に追加できることから、教科書と教材の境界が曖昧になることが懸念されます。したがって、検定制度においては、「教科書として検定すべきもの」と「補助教材として扱うもの」を明確に区分することを基本とすべきと考えます。

2 デジタルコンテンツの審査について

デジタルコンテンツについては、教科書の学習内容を理解する上で必要性・教育的効果が認められるものを、教科書の一部として検定対象とすることが適当です。特に、動画、音声、アニメーション、シミュレーション等については、「デジタルでなければ実現できない、又はデジタルであることに明確な教育的意義があるか」という観点を重視すべきです。一方、ドリル、ゲーム、過度な演習、娯楽的コンテンツ等については、教科書本体とは区分し、補助教材として扱うことが適当です。また、外部 Web サイトへのリンクについては、内容の継続性や適切性を発行者が十分に管理できない場合があるため、教科書として必須となるリンクについては、発行者が一定の責任をもって内容を保証できるものに限定することが望まれます。さらに、生成 AI 等については、質問によって表示内容が変化するため、現時点では教科書の中核的内容として検定することは困難です。AI による生成コンテンツについては、当面、教科書本体とは区分して扱うことが適当と考えます。

3 動画・音声の内容と量について

動画・音声は、外国語、理科、芸術、体育等において、紙の教科書では実現しにくい学習を可能にする重要な機能です。その一方で、デジタル化によって動画等が過剰に掲載されれば、教科書が「動画教材集」となり、教師の授業設計や生徒の主体的な学習をかえって阻害

するおそれがあります。したがって、

- ・動画・音声は、教科書の学習内容を補完する上で必要なものに限定すること
- ・単にコンテンツの量や機能の多さを競うことにならないようにすること
- ・動画・音声の内容について、本文との関連性、正確性、教育的妥当性を審査すること
- ・ナレーション、字幕、映像表現、出典等についても必要に応じて確認すること
- ・動画等の量については、教科・科目の特性を踏まえた一定の目安を設けること

を求めます。なお、動画等について授業内で扱うために必要な時間的制限を設ける等の配慮を要する一方で、一律に時間数だけで上限を設定することには慎重であるべきであり、「量」だけではなく「教育的必然性」と「学習効果」を重視した基準とすることが望ましいと考えます。

4 訂正・更新について

デジタル教科書は、紙の教科書と比較して、誤記や不具合等を迅速に修正できることが大きな利点です。一方で、検定済みの内容が発行者の判断によって随時変更されれば、検定制度そのものの信頼性や、学校・生徒が使用する教科書の同一性が損なわれるおそれがあります。そのため、

- ・「軽微な修正」
- ・「訂正申請が必要な変更」
- ・「再検定が必要な変更」

を明確に区分することが必要です。特に、誤字・脱字、リンク切れ、技術的不具合等については、教育活動への影響を考慮し、迅速に修正できる簡易な手続を設けることが望まれます。また、内容を更新した場合には、更新日時、変更内容、バージョン等を学校・教師が確認できる仕組みを整備することを求めます。

5 デジタル部分を含む教科書の構成について

デジタル教科書についても、教師と生徒が共通の教材として利用できるよう、学習内容の体系性・系統性を確保することが必要です。また、デジタル化によって情報量が無制限に増やすのではなく、「何をデジタル化することによって学びが深まるのか」という教育的観点からコンテンツを精選することが重要です。既に、一部の大学入試において、教科書の「参考」や「コラム」「注釈」といった細かい部分から出題される状況もみられ、情報量の増大による学習指導要領の趣旨を踏まえない扱いは、生徒の負担を増やすことになりかねません。さらに、動画、アニメーション、ポップアップ等が過剰になることによって、生徒の認知負荷が高まらないよう配慮する必要があります。

6 検定審査の手続・体制について

動画、音声、インタラクティブコンテンツ等を検定対象とする場合、従来の紙媒体を前提とした検定手続だけでは十分に対応できないと考えます。例えば、

- ・検定時点のデジタルコンテンツを再現できる仕組み
- ・動画・音声の台本、字幕、出典等を確認できる資料
- ・インタラクティブコンテンツについて、アルゴリズムや入力範囲等を確認する方法

・検定後の変更履歴・バージョン管理

等を整備する必要があります。また、検定に当たっては、従来の教科専門家に加え、必要に応じて、ICT、アクセシビリティ、著作権、情報セキュリティ等の専門的知見を活用できる審査体制を整備することが望まれます。ただし、検定対象を無制限に広げれば、審査期間や審査負担が過大となるため、何を検定対象とするかを明確に定義することを最優先すべきです。

高等学校においては、各校が個別に教科書採択を行うことから、同様の負担が考えられます。採択の基準を定めるに際しては、現行の紙媒体の教科書選定の範囲内に留め、過度な負担が新たに生じないようにすることが必要となります。また、学校や生徒の実態に応じた最適な採択につなげるために、ガイドラインを適切に定める必要があるものと考えます。

また、各学校・教育委員会においては、見本本の提供を受けてから教科書の調査研究等を行うことになります。ついては、検定審査手続きにおける提出期限等スケジュールの検討にあたっては、各学校・教育委員会における教科書採択を巡る後続の諸手続きを適切に実施できるように、検定合格後の見本本提供時期の前倒しを含め、十分な期間を確保することも必要であるものと考えます。

7 学校現場から特にお願いしたいこと

デジタル教科書の制度化は、高等学校の授業改善や生徒の学びの充実につながる大きな可能性を有しています。その一方で、学校現場にとっては、教科書が複雑化し、コンテンツの選択や操作に多くの時間を要することになれば、かえって教師の負担が増加することも懸念されます。したがって、今後の制度設計においては、

- ① 教科書と教材の明確な区分
- ② デジタルであることの教育的必然性
- ③ コンテンツの量ではなく教育効果を重視すること
- ④ 更新・訂正のルールとバージョン管理の明確化
- ⑤ 学校・教師の負担を増加させないこと

を基本的な原則としていただきたいと思います。デジタル教科書の導入は、教科書の「情報量」を増やすためのものではなく、生徒の理解を深め、探究的な学びを支え、教師の授業をより豊かなものにするためのものであるべきです。全国高等学校長協会としては、こうした観点から、学校現場の実態を踏まえた、実効性のある検定制度の構築を期待します。